東京都行政書士会北支部広報
あ す か

第４０号
２０１９年2月1日発行
発行人　溝口庸一
編集人　吉村信一
北区赤羽西１－５－１－６０６
電話　０３－５９６３－７４３７
FAX　０３－５９６３－７４３０

新年のご挨拶

支部長　溝口庸一

新年おめでとうございます。日頃より東京都行政書士会北支部の活動にご理解を賜り、ありがとうございます。

昨年１２月に「おひとり様の終活講座」と題し、区民公開講座を開催しましたところ、募集定員を超える多くの区民の皆様からお申し込みを頂き、この問題に対する関心の高さを感じました。定員を超えてやむなくお断りさせて頂いた皆様には申し訳ありません。

横須賀市が行っている終活対策ですが、「わたしの終活登録」という制度を設け、エンディングノートの内容を市に登録し、病院・消防・警察からの問い合わせに対して緊急連絡先・かかりつけ医・遺言書の有無などの情報を本人の事前の同意により開示する登録制度を始めております。折角書いたエンディングノートが引き出しの奥に仕舞い込まれ、遺品整理の際に発見されたのでは意味がなくなってしまいますから。

また同市では「エンディングプラン・サポート事業」として、葬儀・納骨について市の協力葬儀社の情報を提供することにより市民が低額で生前契約を行えるよう支援を行っております。

私たちは区議会各会派に対し、同市のこうした取り組みを紹介し、北区においても同様の制度を研究・導入するよう提案しております。行政書士会北支部の活動にご期待ください。

～・～

北区長　花川與惣太

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

溝口支部長様をはじめ東京都行政書士会北支部の皆様には、区政推進にご理解・ご協力を賜り、また、区民の方々の暮らしを守るために多大なるご尽力をいただきまして、厚くお礼申し上げます。

昨年、北区では人口が３５万人を超えるとともにメディア等で北区の魅力が話題となることも増えてまいりました。これは「子育てファミリー層・若年層の定住化」と「地域のきずなづくり」を最重要課題として、様々な施策を総合的に推進してきたことが形となって現れてきたものと嬉しく受け止めております。

今年は、元号が変わり新たな時代の幕開けともなる年です。私は、こうした一年を「区民とともに」を基本姿勢に、区民誰もが安心して暮らし続けるための基盤をより確かなものにするとともに付加価値の高い魅力的な北区づくりに力を注いでまいります。そして、区民の皆さまが、将来に向け「夢と希望を持ち、幸せを実感できる北区」の実現を目指し、さらに全力で取り組んでまいります。

行政書士の先生方におかれましては、今後ともご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げるとともに、皆様の更なるご発展とご活躍を心よりご祈念申し上げます。

行政書士は身近な街の法律家

行政書士は許認可や登録申請、遺言や相続、
色々な契約・届出などの相談から
書類作成までサポートします。

平成３１年新年賀詞交歓会を開催しました

平成３０年１月１６日（水）午後６時より北とぴあ１５階ペガサスホールにて、東京都行政書士会北支部・東京行政書士政治連盟北支部主催、新年賀詞交歓会を開催しました。

はじめに、主催者を代表して溝口庸一支部長、政治連盟の徳山義行支部長が挨拶を行い、溝口支部長からは、昨年末に実施した『おひとり様の終活講座』の開催報告とともに、横須賀市が実施している終活支援事業の紹介がされ、「北区でも同様の制度を導入できるよう検討を進めていただきたい。」と要望が述べられました。また、政治連盟の徳山支部長からは、今年４月の統一地方選挙に臨む各議員の皆様へのエールが送られました。

また、ご来賓としてお越しいただいた花川区長はじめ、国会・都議会・区議会の各議員の皆様、地域・行政・他士業の皆様からは、北支部の活動への暖かい励ましのお言葉をいただきました。

また会場では各テーブルで賑やかな笑い声が聞こえ、ご来賓の皆さまと北支部会員の親睦を深める時間を持つことができました。

本会にお越しいただいた皆様に改めて感謝申し上げるとともに、今年も皆様にとって良き一年になりますよう、お祈り申し上げます。

（広報部部長：吉村信一）

溝口庸一　支部長

徳山義行　政連支部長

常住豊　会長

花川與惣太　区長

太田明宏　衆議院議員

高木けい　衆議院議員

青木愛　参議院議員

榎本はじめ　北区議会議長

大松あきら　都議会議員

曽根はじめ　都議会議員

おときた駿　都議会議員

新年賀詞交歓会 ご来賓ご芳名

北区長　花川　與惣太 様
衆議院議員　太田　昭宏 様
衆議院議員　高木　けい 様
参議院議員　青木　愛 様
東京都議会議員　大松　あきら 様
東京都議会議員　曽根　はじめ 様
東京都議会議員　おときた　駿 様
北区議会議長　榎本　はじめ 様
北区議会副議長　稲垣　浩 様
北区議会自由民主党議員団幹事長　池田　博一 様
北区議会公明党議員団　上川　晃 様
北区議会日本共産党北区議員団団長　野々山　研 様
北区議会立憲クラブ副幹事長　花見　たかし 様
北区議会議員　戸枝　大幸 様
北区議会議員　佐藤 ありつね 様
北区議会議員　吉岡　けいた 様
北区教育長　清正　浩靖 様
北区健康福祉部長　小野村　弘幸 様
北区立中学校校長会副会長
桐ヶ丘中学校校長　千葉　千恵 様
北区立小学校校長会会長
浮間小学校校長　渋谷　泰史 様
北区立特別養護老人ホーム桐ヶ丘やまぶき荘
施設長　藤井　和彦 様
王子公証役場公証人　久我　泰博 様
王子公証役場公証人　横田　信之 様
東京パブリック法律事務所　伊藤　崇 様
東京税理士会王子支部副支部長　野口　省吾 様
東京司法書士会北・荒川支部副支部長　大森　健 様
東京土地家屋調査士会北支部副支部長　塚田　勝 様
(公社)東京都宅地建物取引業協会
北区支部支部長　松下　福利 様
(一社)東京都建築士事務所協会
北支部支部長　木佐貫　正 様
(公社)東京都不動産鑑定士協会
相談事業委員　齊藤　政治 様
(公社)全日本不動産協会
東京都本部城北支部支部長　目黒　歳章 様
東京都行政書士会会長　常住　豊 様
東京都行政書士会副会長　山﨑　節子 様
東京行政書士政治連盟副会長　島岡　清美 様
東京都行政書士会支部長会議長　森川　英一 様
東京都行政書士会
行政書士ADRセンター東京センター長　光永　謙太郎 様
(公社)成年後見支援センターヒルフェ
副理事長　釘田　一富 様
東京都行政書士会台東支部副支部長　金光　仙子 様
東京行政書士政治連盟台東支部副支部長　長谷部　大介 様
東京都行政書士会文京支部支部長　石井　伸幸 様
東京都行政書士会総務部長
東京行政書士政治連盟文京支部副支部長　宮本　重則 様
東京都行政書士会荒川支部支部長　宮川　修 様
東京行政書士政治連盟荒川支部支部長　岩片　信幸 様
東京都行政書士会足立支部理事　伊藤　健司 様
(株)日本政策金融公庫上野支店
融資第二課長　古川　豊 様
(株)日本政策金融公庫板橋支店融資課長　大曲　信之 様
城北信用金庫上席調査役　佐脇　慎一郎 様
第一勧業信用組合尾久支店支店長　薬真寺　正樹 様
第一勧業信用組合東十条支店副支店長　髙野　俊男 様
(有)Kプランニング
(きたシティ制作室)　桐生　靖子 様
吾当家製菓　原田　実 様

おひとり様の終活講座を開催しました

平成３０年１２月６日(木)、北区王子の北とぴあ第一研修室にて、東京都行政書士会北支部主催の区民向け公開講座「おひとり様の終活講座」を開催しました。

今回は北支部で初の試みとして、区民の皆様に回覧板での告知を行ったところ、受付開始から一週間余りで、募集定員６０名を超え会場の定員一杯となる８０名のご応募をいただき、締め切り後のお申込み分を合わせると１６０名近くの方からお問合せをいただく結果となりました。

講座は、ひとり暮らしのいわゆる『おひとり様』と、お子様のいないご夫婦などのおひとり様予備軍の方を主な受講対象とし、第一部では、おひとり様が知っておくべき知識として、溝口庸一支部長が任意後見契約の概要を、吉村信一広報部長が死後事務委任契約の概要を解説しました。長時間の講義でも興味を持って聞いていただけるよう司会の山賀良彦副支部長が受講者目線の質問を投げかけ、講師がそれに答える『掛け合い』の形で行いましたが、「講師と司会者のやりとりが分かりやすかった」と好評をいただくことができました。

第二部では、日本海洋散骨協会の村田ますみ様を講師にお迎えし、海洋散骨の概要について解説していただきました。講師以外に散骨の経験者が０人という状況で、受講者の皆様が大変興味深く聞き入っておられた印象で、「今まで散骨に良いイメージを持っていなかったが、考えが変わった」というお声もいただきました。

最後は、北支部会員でもある常住豊会長から、お釈迦様の逸話を交えつつ「終活に関するご相談はぜひ行政書士へ」との閉会の挨拶でお開きとなりました。

終了後に受講者の皆様を対象に行ったアンケートによると、「将来に不安を感じていたがやるべきことのヒントを得た」「大変勉強になりました」など大変ご好評をいただきました。一方で「費用がいくらかかるのか知りたい」「もっと具体的な活用例を知りたい」といったお声もいただきました。また、「今後もこのような機会を設けてほしい」など次回を期待いただくご要望も多数いただいたことから、来年度以降も同様の終活講座をシリーズ化し、より具体的なニーズにお応えしていくことも検討したいと思います。

広報という見地からは、回覧板は地域ごとに配布時期にばらつきがあり、「回覧板が届いたときには、もう受付が終了していた。」という方が多く生まれてしまったことも大きな反省点です。広報体制を含め、今回得た様々な気づきを生かしてさらに充実した区民の方向けの講座を実施していきたいと思います。　　(広報部部長：吉村信一)

～･～･～･ ～･～･～･ ～･～･～･ ～･～･～･ ～･～･～･ ～･～･～･ ～･～･～･ ～･～･～･ ～･～･～

教員のためのコミュニケーションスキルアップ講座を実施しました

平成３０年１０月３１日（水）王子第二小学校にて『教員のためのコミュニケーションスキルアップ講座』を開催いたしました。この講座は、東京都行政書士会北支部が積極的に取り組んでいる「学校問題解決サポート事業」として、北区教育委員会からの委託により継続的に取り組んで開催しているものです。

王子第二小学校での開催は今回が初めてとなりますが、開催にあたり校長先生より、喫緊の課題として「保護者や近隣の住民の方との間に何か問題があった際、初動の対応、特にコミュニケーション不足によりトラブルが拡大しがちである」という事例が挙げられ、こういった問題の回避手段のひとつとして、特に経験の浅い先生を対象として、今回の講座に期待している旨のお話がありました。

講座では、行政書士ＡＤＲセンター東京センター長である光永謙太郎先生が講師を務め、対話型調停技法を体得していただくことにより、問題解決だけでなく、そもそもの問題・トラブルを回避するスキルを向上させるこの技法のメリットなどを解説し、その後教職員の方々にロールプレイを通じて、「聞く（傾聴）」、「伝える（言い換え）」の技法を実践練習していただきました。ロールプレイでは皆様真剣に役に入り込み、「意外と難しいですね。技法を意識してみると、そこに注意が行ってしまって言い淀んでしまうので、普段から意識してみます」「こういうときにはこう返そうなどと想定しておくと咄嗟の時に使える場面がありそうです」などの感想が聞かれ、今回も充実した講座となりました。

これからも行政書士会北支部では地域支援の一環として各学校に活動実績を広報し、学校問題解決サポート活動を続けてまいります。

（学校問題解決サポート委員会副委員長：立川悦史)

赤羽駅前で街頭無料相談会を実施しました

平成３０年１０月２日（火）午前１０時から午後３時まで、ＪＲ赤羽駅東口広場において、街頭無料相談会を実施しました。

北支部では毎月１回、区民向けの無料相談会を実施しており、会場は北区役所（１０月以外の偶数月）やふれあい館等（奇数月）の屋内施設となっておりますが、１０月は行政書士広報月間ということもあり、ＪＲ赤羽駅前に特設会場を設置し時間も拡大した特別相談会を実施しております。

今年も例年通り、真夏のような日差しの降り注ぐ絶好の相談会日和の中、開催となりました。

赤羽駅前という人通りの多い場所であることから、事前にご予約をいただいた方だけでなく、予約外・会場の幟やポスターを見ての「飛び込み」の相談者も多く、計３８件のご相談をお受けすることとなり、一時は満席となるほどの盛況ぶりでした。

また、会場周辺で足を止めてくださる方に相談員がお声掛けし、リーフレットをお配りするなどして、行政書士のＰＲを積極的に行いました。

今回の街頭無料相談会では、入会１年未満の新入会員もオブザーバーとして参加し、先輩行政書士とペアを組んで相談をお受けしました。新入会員にとっては、相談者の皆様の生の声を聴くことができ、先輩行政書士の相談スキルを学ぶことのできる貴重な機会となりました。

今後も北支部では、「身近な街の法律家」として区民の皆様に寄り添い、充実した相談会を実施して参ります。

（広報部部長：吉村信一）

～・～

暴力団排除等対策委員会特別研修会を開催しました

平成３０年１２月７日(金)北区王子の北とぴあ９０１会議室にて、東京都行政書士会北支部主催・暴力団等排除対策委員会特別研修会を実施しました。

私たち行政書士は、「暴力団を恐れない」「暴力団に金を出さない」「暴力団を利用しない」「暴力団と交際しない」といった暴対法(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律)、東京都暴力団排除条例などの法令の理念を理解し、これを順守する責務を負っております。

北支部では、平成１５年に「暴力団等排除対策委員会」を設置し、以来、会員向けの特別研修を毎年実施しております。

今回の研修会は、支部会員２０数名のほか、北区議会の、稲垣浩区議会副議長、花見隆区議が受講されました。

研修会では、北区管内の赤羽、王子、滝野川の各警察署の刑事組織犯罪対策課のご担当者から、区内における暴力団等の動静についてお話しいただき、その後、暴力団と関わりを持ってしまった場合、どのように対処すればよいのかを、DVDを視聴しながら学びました。

今年は、「暴力団等排除対策委員会」設置の１５周年という節目の年にあたりますが、この暴力団等排除対策委員会特別研修会の開催は、地域の各警察のご担当者様と「顔の見える関係」を築くことにも大きく役立っています。こういった関係性を確立できるまでに至ったと言えるのも、１５年という長きに渡り、研修会を開催してきた成果と考えます。

今後も、地域の警察と連携しながら、定期的にこのような研修会を実施し、暴力団排除の意識を高めてまいります。

（暴力団等排除対策委員会副委員長：山本恵美子）

やまぶき荘「家族会」で研修を実施しました

平成３０年１０月２１日北区立桐ヶ丘やまぶき荘（藤井和彦施設長）で特別養護老人ホーム家族会が行われ、約３０名の入所者家族が出席されました。平成３０年度上半期における特別養護老人ホームの状況等の報告が行われた後、当支部の山賀良彦副支部長が、今般改正された相続法（民法相続編）に関し出席家族に説明しました。

相続法は昭和５５年以来の大きな改正ですが、前回の改正は女性の地位向上の動きに伴い配偶者の相続分が引き上げられたこと等を当時の新聞記事を示しながら説明し、更に今回の改正は平均寿命が延び超高齢社会を迎えたことを背景に、遺された配偶者の居住権を保護する規定が盛り込まれていること、長男の妻など相続人以外の親族が行った介護を寄与分として評価すること、遺言書作成の必要性についてなどを説明しました。

実際に家族の介護をされている山賀副支部長の言葉に共感されたご家族も多かったと思います。

（支部長：溝口庸一）

～・～・～・ ～・～・～・ ～・～・～・ ～・～・～・ ～・～・～・ ～・～・～・ ～・～・～・ ～・～・～・ ～・～・～

相続法改正～預金仮払い制度～

平成３０年７月、「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」が成立・公布されました。これは主に民法で規定されている相続に関するルール（いわゆる相続法）を改正するもので、昭和５５年以来約４０年ぶりの大幅な改正であり、これまでなかった制度がいくつか新設されることもあり、大きな注目を集めています。今回は今年の７月１３日から施行される新制度「預金仮払い制度」の概要についてお伝えします。

被相続人（故人）の残した預金について、現行制度では遺産分割（相続人同士による遺産分けの話し合い）が終了するまでの間は、払戻しができないというルールになっていました。これには、銀行がある相続人単独での払い戻しに応じることにより、他の相続人の利益（相続の権利）を害することを防止するという目的がありますが、一方で、当座の生活費や葬儀費用の支払い、入院費等の債務の弁済など相続人にとって緊急性を要する資金需要に対応できないという問題を抱えていました。遺産分割の公平性を図りつつ、このような相続人の資金需要に対応できるよう、創設されたのが預金仮払い制度です。

この制度では、手続きを行う相続人の法定相続分×３分の１の金額を上限に、各相続人単独で、各金融機関から預金の払戻しを受けることができるようになります。相続人同士の協力関係が望めない、遺産分割に時間がかかることが予想される、といった場合は有効な選択肢になるのではないでしょうか。

～・～・～・ ～・～・～・ ～・～・～・ ～・～・～・ ～・～・～・ ～・～・～・ ～・～・～・ ～・～・～・ ～・～・～

北区をゆく 第１１回 ～名主の滝公園～

名主の滝公園（東京都北区岸町一丁目）は、王子駅から徒歩１０分ほど離れた場所にある区立公園です。かつて王子には「王子七滝（不動の滝、弁天の滝、権現の滝、稲荷の滝、大工の滝、見晴らしの滝、名主の滝）」というものが存在しましたが、名主の滝は唯一現存する王子七滝の一つです。

名主の滝の「名主」は、江戸時代の嘉永年間（１８４８～１８５４）に王子村の名主である畑野孫八が自宅の屋敷内に滝を開いたことに由来します。近世末期になると、茶を栽培して避暑のために一般に開放し、将軍が鷹狩りのついでに立ち寄って休息するなどし、次第に公園の名が広く知られるようになったそうです。

昭和１３年に株式会社精養軒の所有となってからは、大浴場や食堂、プール等が作られ公開され続けてきました。その後、昭和２０年４月の空襲ですべてが焼失しましたが、昭和３５年１１月に再公開され、昭和５０年４月１日から北区立の公園になりました。

園内は回遊式の庭園となっており、男滝（おだき）、女滝（めだき）、独鈷の滝（どっこのたき）湧玉の滝（ゆうぎょくのたき）の４つの滝が復元されています。これらの滝は地下水をポンプで汲み上げて水を流しており、滝から流れた水は小川となって園内を巡り大小の池に注がれています。

入園料は無料。東京であることを忘れてしまうような、木々が鬱蒼と茂ったまさに都会のオアシスのような公園で、夏は子供たちが水遊びをしており、避暑地として最適なスポットです。秋には枯葉を踏む音も楽しめます。

四季を感じたくなった時には、ぜひ名主の滝公園で自然の風情を贅沢に楽しんでください。

(広報部：高坂友也)

ようこそ北支部へ!!

平成３０年１０月から平成３０年１２月までに北支部に入会された新入・転入会員の皆さんをご紹介します。

氏　名	入会年月日	事務所名称	事務所所在地	電話番号
林 博史	H30.10.15	行政書士ｵﾌｨｽ･ﾕｰ	赤羽西4-31-1	03-3909-3333
今野 香織	H30.11.15	行政書士小山事務所	赤羽西1-36-14 ｴﾐﾈﾝｽﾀﾜｰ赤羽702	03-5963-3877
岩本 康宏	H30.11.15	岩本行政書士事務所	田端新町3-36-10-704　ﾄﾐﾝﾊｲﾑ	03-6807-6631
裵 哲也	H30.11.15	裵哲也行政書士事務所	赤羽3-28-23	03-5939-6240

林 博史

３０年余の会社員生活に別れを告げ、新しい世界に参りました。全くの新人です。どうぞ宜しくお願いいたします。

岩本 康宏

建設業等各種許認可業務を中心に研鑽を積んでいきたいと思います。よろしくお願い致します。

今野 香織

遺言、相続に関する業務に携わりたいと思っております。人のお役に立てるよう、努力してまいります。

～・～

立川悦史の“行政書士（オトコ）”飯～牡蠣の佃煮～

皆様本年も宜しくお願いします。酒と料理の好きな、行政書士の立川です。

寒いですね。牡蠣の美味しい季節です。今回の料理は、「牡蠣の佃煮」です！スーパーなどで安く売られている加熱用牡蠣を使った酒飲みには堪らないおつまみ＆ご飯のお供の紹介です。牡蠣が苦手という方でも食べやすい一品です。

①加熱用牡蠣・・・・・・・・・・・・・・２００ｇ
（グラム100円台の安いものでＯＫ！選べるならフチが黒めの大ぶりのものが◎）
針しょうが・・・・・・・・・・・・・・・適量
粒山椒・・・・・・・・・・・・・・・・・適量
（無ければ粉山椒でも挽いた花椒でもＯＫ）
白髪ネギ・・・・・・・・・・・・・・・白い部分6・7ｃｍ×2本程

②煮汁
だし醤油（4倍濃縮）・・・・・・・大さじ４程
料理酒または日本酒　・・・・・・・大さじ2程
みりん ・・・・・・・・・・・・・・ 大さじ2程
砂糖　・・・・・・・・・・・・・・・・適量
水 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・１００ｍｌ

煮汁はお好みで事前に整えておきます。（煮詰まるので少し薄めでＯＫです）砂糖の量の調節でお好みの味に変えられます。

①の下ごしらえ

鍋に湯を沸かし、沸騰したら牡蠣を洗わずに投入し、菜箸でかき混ぜながら２０秒程度でざるに取り上げ霜降りにします。

ネギは縦に開いて繊維に沿って細切りにし、水にさらしておきます。

②の煮汁を加熱し、沸騰する直前で弱火にし、①の牡蠣・針しょうが・粒山椒を入れ、焦がさないように弱火で煮詰めていきます。５～１０分程度で型崩れに注意しながら場所を動かしてさらに煮詰めます。煮汁が指の関節ひとつ程度に残ったら火を止めそのままふたをして待ちます。冷めたら器に盛り、白髪ネギを散らして完成！

日本酒のアテやアツアツのご飯とともに是非！綺麗な箸で取り分ければ残っても冷蔵庫で1週間は楽しめます。アレンジとして、残った牡蠣と煮汁を炊飯器で炊けば美味しい牡蠣ご飯も楽しめます！

東京都行政書士会北支部

無料相談会

■ 北区の行政書士会主催だから安心!!

相談員は全て地元北区で働く行政書士です
行政書士会所定の研修を受けた専門相談員が
分かりやすく丁寧にお答えします

■ さまざまなご相談にご対応いたします!!

[よくあるご相談事例]

■ 相続に関すること　■ 遺言に関すること　■ 成年後見に関すること　■ 離婚・家族問題
■ 借地・借家など不動産に関すること　■ 外国人のビザや帰化に関すること　■ 近隣トラブル
■ 会社設立や営業許可申請など事業に関すること　■ 売買・賃貸借など契約に関すること

その他上記以外のことでもご相談可能です

区役所無料相談会

北区役所で定期的に行っている無料相談会です

日時 偶数月(10月除く)の第一火曜日
13：00～16：00

場所 北区役所第1庁舎1階ロビー
(王子本町1-15-22)

サテライト相談会・赤羽

奇数月に区内各地で実施する特別相談会です

日時 奇数月の第一火曜日
13：00～16：00

場所 北区内のふれあい館等

※詳細は支部ホームページ、フェイスブックページのほか、北区ニュース等でお知らせいたします。

- ご相談時間の目安はお一人様30分です。
- 相談会の日時は予告なく変更になる場合があります。
- ご予約なしでもご相談可能ですので、お気軽にご来場ください。
- 継続相談(2回目以降のご相談)または業務依頼をご希望の場合は有料となります。
- 継続相談、業務依頼をご希望の場合、相談センターにご連絡いただけますと、適任の行政書士をご紹介いたします。

ご予約・お問合せはこちらまで

東京都行政書士会北支部 相談センター
(電話受付時間:平日９時～１７時)

☎ **03-5963-7437**

✉ **info@kitashibu.tokyo**

HP: http://kitashibu.tokyo/　facebook.com/kitashibu.tokyo/